



島根県報

令和3年2月26日（金）

第 186 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

武器等製造法施行細則の一部を改正する規則	(消 防 総 務 課)	2
危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則	(〃)	3
島根県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則	(〃)	3
クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	(薬 事 衛 生 課)	3

【告 示】

個人事業税の申告期限の延長	(税 務 課)	4
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	5
測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(土 木 総 務 課)	5
島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(〃)	7
西郷港港湾計画の変更の概要	(港 湾 空 港 課)	9
土砂災害警戒区域の指定の解除（2件）	(砂 防 課)	10
土砂災害警戒区域の指定（2件）	(〃)	14
土砂災害特別警戒区域の指定（2件）	(〃)	19

【公 告】

令和3年度における宅地建物取引業法の規定による講習	(建 築 住 宅 課)	22
---------------------------	-------------	----

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	22
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	23
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	23
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体	23

【内水面漁管委指示】

水産動物の採捕の禁止	24
------------	----

【正 誤】

令和3年1月26日付け島根県報第177号中	(環 境 政 策 課)	24
令和2年8月11日付け島根県報第131号中	(選 挙 管 理 委 員 会)	24

公布された条例等のあらまし

◇武器等製造法施行細則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

行政手続の押印等の見直しに係る様式の整備（様式第3号・様式第4号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則（規則第4号）

1 規則の概要

行政手続の押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号その1—様式第4号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第5号）

1 規則の概要

行政手続の押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第11号・様式第14号その1・様式第22号—様式第28号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（規則第6号）

1 規則の概要

クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う様式の整備（様式第10号—様式第13号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

規 則

武器等製造法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第3号

武器等製造法施行細則の一部を改正する規則

武器等製造法施行細則（昭和44年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の武器等製造法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第4号

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則

危険物の規制に関する細則（昭和46年島根県規則第63号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1から様式第4号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の危険物の規制に関する細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第5号

島根県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

島根県火薬類取締法施行細則（昭和61年島根県規則第63号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第11号まで、様式第14号その1及び様式第22号から様式第28号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県火薬類取締法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第6号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

「業務を行おうとする場所

様式第10号中「業務を行おうとする場所」を 備考 免許証に旧姓又は外国籍の者で通称名の併記を希望する場合は、
すること。

氏名欄に氏名と併せて記載 に改める。

」

「備考 免許証に旧姓又は外国籍の者で通称

様式第11号中「添付書類 免許証を破損した場合は、破損した免許証」を

すること。

添付書類 免許証を破損した場合は、破損

名が併記されている場合は、氏名欄に氏名と併せて記載

に改める。

した免許証

」

「

様式第12号中

氏	名			
---	---	--	--	--

」

「

氏	名			
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)				

を

に改める。

備考 免許証に旧姓又は外国籍の者で通称名が併記されている場合は、氏名欄に氏名と併せて記載

すること。

」

「備考 免許証に旧姓又は外国籍の者で通称名が併記されている場合は、氏名欄

様式第13号中「添付書類 免許証」を

すること。

添付書類 免許証

に氏名と併せて記載

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告

示

島根県告示第127号

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）第5条の規定により、令和2年分所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の55第1項又は第2項に規定する個人の事業税に関する申告の期限を、年の中途において事業を廃止した場合を除き、令和3年4月15日まで延長する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸山達也

島根県告示第128号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町小路六郎谷908-1、919から923まで、925、927、928

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小路六郎谷908-1・927（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、928

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第129号

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第272号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第2号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

島根県告示第130号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸 山 達 也

附則に次の1項を加える。

- 5 平成30年度における定期審査及び令和元年度から令和3年度までにおける追加審査の結果に基づく評点又は等級に係る第4条第4項の規定の適用については、同項中「第2項の評点又は等級」とあるのは「第2項（同項第3号及び第4号に掲げる事項を除く。）の評点又はこれを必要な等級に区分した当該等級」とする。

様式第2号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

島根県告示第131号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、西郷港港湾計画の変更（軽易な変更）の概要を次のとおり告示する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 港湾計画の概要

平成10年島根県告示第367号によりその概要を告示し、平成16年島根県告示第272号及び平成30年島根県告示第112号により計画の変更（軽易な変更）を告示した西郷港港湾計画について、小田地区における原木等を取り扱う埠頭用地の不足に対応するため変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

地区名	名称	規模
小田地区	岸壁	水深 5.5メートル 1 バース 延長 100メートル
	埠頭用地	面積 1 ヘクタール

以下の施設を廃止する。

地区名	名称	規模
小田地区	物揚場	水深 4.0メートル 延長 200メートル

(2) 水域施設計画

以下の水域施設を廃止する。

地区名	名称	規模
小田地区	泊地	水深 5.5メートル 面積 1 ヘクタール

(3) 港湾環境整備施設計画

地区名	名称	規模
小田地区	緑地	面積 1 ヘクタール

(4) 土地造成及び土地利用計画

土地造成計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
小田地区	1	埠頭用地

土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
小田地区	1	埠頭用地
	1	緑地

2 港湾計画の縦覧の場所

松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課

島根県告示第132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成21年島根県告示第397号、平成26年島根県告示第435号及び平成29年島根県告示第44号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸山達也

1 解除に係る市町村の名称

津和野町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

三歩市A、三歩市B、三歩市C、三歩市D、三歩市E、三歩市F、三歩市G、三歩市H、三歩市I、奥ヶ野A、奥ヶ野B、奥ヶ野C、奥ヶ野D、奥ヶ野E、奥ヶ野F、奥ヶ野G、奥ヶ野H、奥ヶ野I、奥ヶ野J、奥ヶ野K、奥ヶ野L、奥ヶ野M、奥ヶ野N、奥ヶ野O、長福福谷A、長福福谷B、長福福谷C、長福福谷D、本郷A、本郷B、本郷C、本郷D、本郷E、東善寺A、東善寺B、長野A、長野B、石ヶ谷、中木屋A、中木屋B、中木屋C、中木屋D、中木屋E、平野A、平野B、平野C、平野D、下山、中川A、中川B、中川C、下組A、下組B、下組C、下組D、下組E、下組F、下組G、四本松、川尻A、川尻B、川尻C、小山、中組A、中組B、畑A、畑B、畑C、畑D、小野A、小野B、小野C、小野D、中組C、中組D、木曾野、吹野下A、吹野下B、吹野下C、吹野下D、吹野下E、吹野下F、吹野下G、吹野下H、吹野上A、吹野上B、吹野上C、吹野上D、吹野上E、吹野上F、吹野上G、中曾野A、吹野A、吹野B、野中A、野中B、野中C、野中D、野中E、野中F、野中G、吉ヶ原、上高野A、上高野B、上高野C、下高野A、下高野B、下高野C、下高野E、下高野D、横瀬、市尾A、市尾B、市尾C、市尾D、木毛A、木毛B、木毛C、木毛D、木毛E、木毛F、西谷口、畑迫白石D、畑迫白石A、畑迫白石B、畑迫白石C、西谷A、西谷B、西谷C、西谷D、西谷E、西谷G、西谷F、上横瀬A、上横瀬B、下横瀬A、下横瀬B、下横瀬C、下横瀬D、山入A、山入B、山入C、虹ヶ谷A、虹ヶ谷B、虹ヶ谷C、鳥井A、鳥井B、中原A、中原B、中原C、中原D、中原E、喜時雨A、喜時雨B、喜時雨C、喜時雨D、高田A、高田B、牧ヶ野A、牧ヶ野B、牧ヶ野C、白井A、白井B、白井C、白井D、白井E、木尾谷A、木尾谷B、木尾谷C、木尾谷D、木尾谷E、徳次A、徳次B、徳次C、徳次D、徳次E、徳次F、徳次G、徳次H、田代、名賀A、高峯A、商人上A、商人上B、商人上C、商人上D、商人上E、商人日浦A、商人日浦B、商人日浦C、商人日浦D、松尾谷A、松尾谷B、野広A、野広B、直地A、直地B、直地C、和田A、和田B、沼原A、沼原B、木野、後田A、後田B、後田C、上寺田A、上寺田B、栗坪、下寺田A、下寺田B、下千原A、下千原B、下千原C、塩ヶ原、上千原A、上千原B、上千原C、上千原D、岩瀬戸A、岩瀬戸B、商人日浦E、岩瀬戸C、岩瀬戸D、岩瀬戸E、岩瀬戸F、金古屋4、三軒屋、乙女、永明寺付近、山根丁、稲成丁A、稲成丁B、後田D、畦田、店屋丁、ダーラ、森村A、町田、稲成下、藩庁跡、原、片河、鷲原A、鷲原B、鷲原C、鷲原D、森村B、中座A、中座B、門林A、門林B、門林C、大蔭A、大蔭B、大蔭C、瀬戸、添谷A、添谷B、添谷C、添谷D、添谷E、添谷F、添谷G、添谷H、添谷I、添谷J、添谷K、添谷L、小瀬D、下小瀬、矢折、栴井谷、柳下、柳東、柳南、柳上、柳、大木D、大木E、大木F、鹿の谷A、舟板A、諸鹿B、諸鹿A、鹿の谷B、鹿の谷C、鹿の谷E、鹿の谷D、大木C、大木B、大木A、二俣D、二俣C、二俣B、二俣A、小瀬C、小瀬B、小瀬、小瀬北、二俣口、青原、青原下、添谷M、富田A、程彼A、程彼C、程彼D、中間A、分谷、三畦、八木谷A、八木谷B、八木谷C、八木谷D、香灰A、香灰B、香灰C、香灰D、商人小学校、中ノ谷、商人下、中間B、程彼E、程彼B、程彼K、程彼F、程彼G、宿の谷F、宿の谷G、宿の谷A、宿の谷B、宿の谷C、宿の谷D、宿の谷E、程彼H、程彼I、程彼J、程彼L、程彼M、溪村A、溪村B、野地A、野地D、野地B、野地C、野地E、野地F、上杉A、上杉B、上杉C、上杉D、上杉E、野地G、奥殿A、奥殿B、野口、野口台、野口下、三畦口、曾庭、程彼口、三渡、脇本、脇本上A、脇本上B、堤田A、堤田B、堤田C、堤田D、日原下、山根

町、扇町、栄町上、日原、日原中学校A、円の谷、発電所、枕瀬東、枕瀬西A、枕瀬西B、土井敷、木ノ口A、木ノ口B、木ノ口C、木ノ口D、枕瀬西C、枕瀬西D、新地、円の谷A、小直C、瀧元下A、木頃B、木頃、瀧元上A、瀧元上B、瀧元下B、大島、瀧元下C、越原A、越原B、小直B、小直、須川谷、滝谷、相撲ヶ原E、相撲ヶ原F、笹ヶ峠B、笹ヶ峠、小倉谷A、小倉谷B、小倉谷C、小倉谷D、大倉谷A、大倉谷B、大倉谷C、日浦、日浦北、日浦東、大津、下左鑑下、下左鑑、大倉谷D、須川元郷C、須川元郷D、須川元郷E、須川元郷F、須川元郷G、須川元郷H、須川元郷I、上杉F、坂の谷A、須川元郷J、須川元郷K、須川元郷L、須川元郷M、須川元郷N、須川元郷B、須川元郷N、須川小学校、須川元郷A、岩倉A、岩倉B、相撲ヶ原A、相撲ヶ原B、相撲ヶ原C、相撲ヶ原D、須郷、晩越、畳A、畳B、畳C、畳D、空畳、畳E、集議谷、左鑑D、左鑑C、左鑑、左鑑Ⅱ、一の谷F、一の谷E、一の谷C、一の谷A、一の谷B、平台、一の谷D、一の谷G、一の谷H、下横道A、下横道B、下横道上、福谷B、福谷A、福谷C、福谷D、福谷E、福谷F、上横道A、上横道B、上横道C、上横道D、上横道E、川向、左鑑東、万瀬、新畑、島、割左手、井谷A、井谷B、左鑑西A、左鑑西B、下横道1

(2) 土石流

二反田川、三歩市A、三歩市B、宗田谷川、柳迫川、宮前谷、三歩市C、長福福谷川A、長福福谷川B、長福福谷川C、長福福谷川D、石ヶ谷A、程彼川A、程彼川B、中木屋A、中木屋谷、中木屋A、中木屋B、程彼川C、石ヶ谷B、本郷A、本郷B、砥石谷川、長野川、長福森ヶ溢川、中川A、金山谷川A、金山谷川B、金山谷川C、下山川、木部谷A、下組A、青木谷、川尻A、川尻谷A、川尻川、川尻B、川尻C、木曾野川、木曾野川支谷、吹野下A、吹野下B、吹野川支川、吹野上A、吹野上B、吹野上C、吹野溢川、吹野上D、吹野上E、吹野川支谷、吹野下C、絵師川、中組、小野A、小野B、下組B、下組谷、乱谷、平野川支谷、平野川、中川B、中川C、本郷C、西迫川、本郷D、西迫川支谷、本郷E、竹下谷、本郷F、本郷G、奥ヶ野川支谷A、奥ヶ野A、奥ヶ野B、奥ヶ野C、奥ヶ野D、奥ヶ野支川、奥ヶ野川支谷B、奥ヶ野川支谷C、三歩市川、白杭谷、中曾野A、中曾野B、吹野A、吹野B、中川D、中川E、長福A、長福B、豊稼A、豊稼B、宗田谷川A、中曾野C、吹野C、吹野D、吹野E、山下A、山下B、山下C、畑川支川、西迫川A、吹野溢A、野中A、上高野A、上高野B、下横瀬A、下横瀬B、下横瀬C、山入A、山入川支谷A、虹ヶ谷A、山入川支谷、山入川支谷B、虹ヶ谷B、中原川、中原谷、田二徳川支谷A、田二徳川支谷B、喜時雨川A、喜時雨川B、城山後川、村田谷、白井、白井シャンシャン谷、名賀清水谷川、鳴谷川支川、鳴谷川本川、徳次谷川A、徳次谷川B、木尾谷A、木尾谷B、木尾谷川、木尾谷C、木尾谷D、板垣谷A、板垣谷B、板垣谷C、白井谷、白井谷A、牧ノ谷川、牧ヶ野谷、白糸川、高田川、鳥井谷、横瀬川、下横瀬D、下横瀬E、上横瀬A、上横瀬B、今岳谷、西谷A、西谷B、西谷C、西谷D、西谷E、西谷川支谷A、西谷川支谷B、西谷川支谷C、西谷F、出合A、出合B、畑迫谷川、白石溢川、畑迫川、白石川支谷、出合C、木毛谷川、大奈良谷、木毛A、木毛B、木毛C、市尾A、細迫谷、市尾B、市尾川、下高野A、下高野B、下高野C、上高野谷川、上高野C、上高野川、吉ヶ原A、吉ヶ原B、吉ヶ原C、吉ヶ原D、内美谷川A、内美谷川B、野中川支谷、野中B、田二徳B、名賀A、名賀B、邑輝A、高峰A、邑輝B、邑輝C、田代②、名賀C、木尾谷E、白井谷B、商人川支川、商人上D、商人上A、商人上B、商人上C、日浦A、日浦B、商人日浦川A、商人日浦川B、日浦C、岩瀬戸A、岩瀬戸B、岩瀬戸支谷A、上千原A、日浦D、日浦E、上千原B、下千原A、下千原B、下千原C、下千原D、竹中谷、野広川、直地谷、木野谷川、耕田川、沼原A、沼原B、沼原C、沼原D、木野川、元笹山川、天神山、上寺田川、上寺田A、上寺田B、栗坪A、栗坪B、下千原E、千原谷川、上千原C、岩瀬戸C、岩瀬戸D、岩瀬戸支谷C、岩瀬戸支谷B、寺田A、和田谷、笹山木野川、後田谷、丸山川、店屋丁川、エンヤ谷川、南谷川支谷A、南谷川支谷B、流石川、桂溢川、檜谷川、野坂川A、野坂川B、野坂川C、野坂川D、大蔭、大蔭谷川、鷲原川、片河向川、アリン坊谷川、藩庁跡、城山谷川、太鼓谷川、稲成谷川、蕪坂溢川、蕪坂川、乙女川、鷲原、添谷A、添谷B、添谷C、添谷D、添谷E、添谷F、金比羅谷川、下小瀬B、下小瀬A、西ヶ迫谷川、小瀬、柳川小瀬、矢折谷川右支溪、矢折谷川左支溪、姥ヶ谷川、溢田谷川、柳川柳、道谷川、柳谷川、平ヶ迫谷川、廻送川右支溪A、廻送川右支溪B、廻送川右支溪C、向溢川右支溪、向溢川、二俣川、二俣川諸鹿、高郷谷A、大木川鹿の谷A、大木川鹿の谷B、大木川鹿の谷C、大木支川A、大木支川B、大木支川C、二俣川富山、二又川右支溪、二又川左支溪、久留米谷川右支溪、中ノ溢

谷川、下ノ溢谷川、久留米谷川左支溪、高郷谷B、二俣川A、舟板谷、富田A、宮ノ下川、程彼谷A、中間谷A、中間谷B、三畦谷、八木谷川商人下支川、八木谷川商人下右支溪、商人川香灰谷A、商人川香灰谷B、商人川香灰谷C、商人川香灰谷D、中ノ谷川左支溪、商人川下野地A、商人川下野地B、商人川下野地C、商人川下野地D、程彼川程彼A、程彼川程彼B、程彼川宿の谷C、程彼川宿の谷D、大溢谷川、水船谷川、程彼川宿の谷A、古道谷川、程彼川宿の谷B、程彼川程彼C、程彼谷B、程彼谷C、池村野地A、池村野地B、池村野地C、池村野地D、池村野地E、池村野地F、野地川支川、添谷川上杉A、権現谷川、神手谷川、添谷川上杉E、添谷川上杉D、添谷川上杉C、添谷川上杉B、池村野地G、添谷川左支川、池村下の谷川右支溪、池村下の谷川左支溪、野口谷、森ヶ溢川、田ノ迫川、脇本、三渡、堤田A、堤田B、滝の上川、朴峠谷川、赤の谷川、日の谷川、春日谷川、岩川、岩川左支溪、円の谷川、打木谷川、打木谷、土井敷川、上の溢川、中の溢川、矢田ヶ迫川、森ヶ迫川、後迫川、カヶ谷川、小直谷、越原川、倉地谷川、瀧元上、瀧元宮ヶ谷川、木頃川、大畠、火の谷川、滝元谷川、宮の谷川、中郷谷川、下郷谷川、大畠A、滝谷川右支溪、滝谷川左支溪A、滝谷川左支溪B、相撲ヶ原川H、相撲ヶ原川G、相撲ヶ原川F、相撲ヶ原川E、小倉谷川左支溪A、小倉谷川左支溪B、小倉谷川左支溪C、小倉谷川左支溪D、小倉谷川左支溪E、小倉谷川左支溪F、日浦川大倉C、日浦川大倉B、日浦川大倉A、日浦川右支川、日浦川、金敷屋川、鍛冶屋谷川右支溪D、鍛冶屋谷川右支溪C、鍛冶屋谷川右支溪B、鍛冶屋谷川右支溪A、鍛冶屋谷川右支川、日浦川大倉D、日浦川大倉E、高数谷川、倉谷川左支溪E、倉谷川左支溪D、倉谷川右支川左支溪、倉谷川右支溪F、清水谷川A、清水谷川B、高ホコリ谷川、夕倉川、添谷川上杉F、坂の谷川右支溪、倉谷川右支溪E、倉谷川右支溪D、倉谷川右支溪C、倉谷川右支溪B、倉谷川右支溪A、倉谷川左支溪C、倉谷川左支溪B、倉谷川、倉谷川左支溪A、相撲ヶ原川A、相撲ヶ原川B、相撲ヶ原川C、相撲ヶ原川D、瀧谷A、瀧谷B、日浦A、瀧谷C、下左鑑川、笹峠A、笹峠B、須川谷、小倉谷、下左鑑A、下左鑑B、大茂谷川、法蔵寺谷川、軍場谷川右支溪、軍場谷川左支川、集議谷、コブヶ谷川、古江谷川、古屋ヶ谷川、舟ヶ迫川、横道川左鑑右支溪A、横道川左鑑右支溪B、古屋敷谷A、古屋敷谷B、古屋敷谷C、古屋敷谷川、一の谷川右支溪B、一の谷川右支溪A、一の谷川左支溪A、一の谷川左支溪B、一の谷川右支溪C、一の谷川右支溪D、一の谷川右支溪E、中内谷川、中内谷川左支溪、吉松谷川、福谷川右支溪C、福谷川右支溪B、福谷川右支溪A、福谷川、大畑谷川、福谷川左支溪A、福谷川左支溪B、波美谷川、家源寺谷川、刈畑谷川、引焼川、木部谷川、横道川左鑑左支溪、高津川左鑑右支溪A、高津川左鑑右支溪B、万瀬谷川、下の谷川A、下の谷川B、上の谷川、井谷川右支溪B、井谷川右支溪A、島井谷川、井谷川、井谷川左支溪、高津川左鑑左支溪A、高津川左鑑左支溪B、軍場谷、一ノ谷川、一ノ谷A、軍場谷支川A、軍場谷支川B、古屋敷谷川A、古屋敷谷川B、岳谷

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成21年島根県告示第239号、平成25年島根県告示第514号及び平成26年島根県告示第466号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸山達也

1 解除に係る市町村の名称

隠岐の島町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

伊後C、伊後B、伊後A、西村A、西村B、西村C、西村D、西村E、湊、松ヶ浦、湊橋西、蛇山A、蛇山B、中

村A、中村B、中村C、中村D、仲代橋南B、仲代橋南C、仲代橋東、仲代橋北、八王子神社北、上元屋神社北、家ノ元、元屋、上元屋公民館北、諾浦、下モ、大久、カス谷、犬来A、石山、犬来B、飯田D、飯田C、飯田B、飯田A、倉の前、仲代橋南A、屋敷余り、白崎、東郷D、福浦、東郷C、東郷B、東郷A、東、高倉神社北、有木D、東郷P、東郷O、東郷E、東郷F、東郷N、東郷G、東郷H、東郷I、東郷J、砂尾、栄町D、栄町C、東郷M、栄町E、栄町F、栄町G、船原C、船原B、船原A、唐井D、唐井C、東郷K、登具、半崎、東町、東町ミナイダ、東町西、唐井A、唐井B、中町出雲結、中町行尾、中町、中町大城、大城、港町、西町、港大津、土居敷、吉田A、吉田B、栄町H、中名田、栄町I、名田2、月無、向、栄町A、栄町B、有木C、有木B、大光寺前、桜田B、桜田A、有木神社南、橋A、堂田B、有木A、堂田A、堂田C、橋B、芹沢、殿屋敷、池畔、大光寺A、大光寺B、大光寺C、クラミ口、竹田、国分尼寺跡北、池田C、池田A、池田B、JA島後東、山根、原田、芝橋南、芝橋北、銚子橋北、寺原橋北、御客橋西、銚子橋西、中条小学校西、宮ノ前橋南、宮ノ前橋東、物忌神社南、物忌神社西、黒川橋東C、黒川橋東B、黒川橋東A、近石橋、真杉、都万目橋西、都万目A、都万目B、真杉橋西、一ノ瀬A、一ノ瀬B、中河原橋北、上西神社南、雨来橋西A、雨来橋西B、蔵見、蔵見B、皆市C、下坂橋西、皆市B、皆市A、皆市I、皆市H、皆市G、皆市F、皆市E、皆市D、池之奥、蔵見C、蔵見D、蔵見E、椎並崎の一、平A、平B、平C、平D、下西A、宇屋谷A、宇屋谷B、城北町、西町指向、西郷大橋北、荒尾、荒尾神社西、下西D、下西C、下西E、下西B、西田A、西田B、下西F、西田C、西田D、西田E、今津A、飯の山、平岩の二、高井、辛山、今津B、今津D、今津C、今津2、完全寺、岸浜B、岸浜A、箕浦A、箕浦B、加茂大橋東C、加茂大橋東B、加茂大橋東、加茂本町、柯尾尻、加茂、加茂下A、加茂下B、神尾、東郷L、平E、西郷加茂A、岬町A、城北町A、西郷飯田A、飯美2、飯美、飯美C、布施B、潰山、原、布施、清水団地、竹原、中尾、卯敷A、卯敷B、白髭神社西、卯敷C、久見、原畑、久見B、北谷、代公民館北、喜五郎谷、代公民館東、代公民館南、代、鯛浜、重栖、北方A、北方B、妙見、五箇村役場北、奥谷、堂ノ前、北方神社南A、北方神社南B、客ノ森、北方C、見々津A、見々津B、苗代田橋北、五箇小学校西、五箇小学校北、学校、五箇中学校北、今井、田部谷団地A、田部谷団地B、里の前、一宮、山崎、山田G、吉ヶ谷、山田D、山田C、山田A、山田B、山田E、山田F、山田H、郡、本郷A、本郷B、小路A、中央A、中央B、小路B、一の塚、小路C、願満寺北、願満寺、上都万路、日吉神社南、都万路、中央C、那久路A、那久路B、那久路C、那久路D、那久路E、小路D、苗代田A、苗代田B、竹の下A、竹の下B、苗代田C、居里C、居里B、居里A、安川A、安川B、中島、深浦A、深浦B、福浦1、大浦、長尾田、北方D、蔵田A、蔵田B、油井、油井B、油井C、宮谷、浜那久A、上那久D、上那久A、上那久B、上那久C、浜那久B、浜那久C、大津久、森里B、森里、アッソン平、砂子谷B、砂子谷A、上里、向山B、向山、泉、美田B、西里II、西里I、美田A、中里E、欣浄院西、中里F、中里、中里B、中里C、中里D、釜屋、歌木A、歌木B、津戸B、津戸D、津戸E、津戸、津戸F、中ノ谷、津戸G、津戸C、蝟木、塩の浜、浜那久D、津戸A

(2) 土石流

伊後A、伊後B、伊後C、西村A、西村B、大河川、湊、竿の奥川、郡の奥川、矢谷川、栗原谷川、中村奥谷、中村川左支溪A、中村川左支溪B、中村川左支溪C、中村川左支溪D、元屋川左支溪A、元屋川左支溪C、元屋川右支溪B、元屋川右支溪A、三味田川、三味田川右支溪、馬込谷、山根川、飯田川右支溪、飯田A、飯田B、飯田C、東郷川右支溪A、東郷川右支溪B、東郷川右支溪C、東郷権現谷川A、大風呂川、日記川、宮田A、宮田B、宮田C、宮田D、宮田E、栄町A、栄町B、登具、有木川左支溪C、有木川左支溪B、有木川左支溪A、有木川右支溪D、有木川右支溪C、有木川右支溪B、有木川右支溪A、池田C、有木、池田B、池田A、原田八尾川、小原田川左支溪、小原田川、銚子川左支溪B、六郎谷川、銚子川左支溪A、奥ノ原谷A、奥ノ原谷B、奥ノ原谷C、御客谷、神谷、近石D、近石C、近石B、近石A、近石川左支溪、黒川、近石川右支溪A、近石川右支溪B、真杉川左支溪B、真杉川左支溪A、都万目川左支溪、都万目川、都万目川右支溪、真杉川右支溪A、真杉川右支溪B、真杉川右支溪C、真杉川右支溪D、真杉川右支溪E、真杉川右支溪F、真杉川右支溪G、近石E、雨来A、雨来B、雨来C、蔵見A、蔵見B、上西川左支溪A、上西川左支溪B、上西川左支溪C、上西川左支溪D、上西川左支溪E、上西川左支溪F、上西川左支溪G、上西川左支溪H、上西川、上西川右支溪A、上西川右支溪B、上西川右支溪C、上西川右支溪D、上西

川右支溪E、上西川右支溪F、上西川右支溪G、上西川右支溪H、上西川右支溪I、小井手平川、平A、平B、平C、城北町、下西B、下西A、前田川、西田、今津C、今津B、今津A、高井谷、山ノ中谷川、岸浜川、岸浜の谷、箕浦奥谷、西の谷、加茂川右支溪A、加茂川右支溪B、加茂川右支溪C、布施川、柯尾尻川、加茂A、加茂B、加茂C、加茂D、神尾A、神尾B、東郷権現谷川B、西郷飯田A、西郷飯田B、平D、飯美川左支溪A、飯美川左支溪B、飯美川左支溪C、飯美川右支溪、水谷、布施A、布施B、布施C、種ヶ畠、橋本谷川、布施長尾谷川、布施E、竹原川、中ノ谷川、真谷川、高丘、久見川右支溪、シヤモ谷川、久見谷、江の谷、代川右支溪A、北谷川右支溪A、北谷川右支溪B、北谷川、北谷川左支溪、奥の谷川、喜五郎谷川、代川右支溪B、条地ノ谷川、掛橋谷、上後谷、代川左支溪、重栖A、重栖B、北方A、北方B、妙見北谷、妙見谷、奥谷川、中賀谷、客ノ森谷、見々津A、見々津谷、見々津C、見々津B、東ノ谷川、一宮谷、山田川右支溪、栗山谷川、亀原谷、赤川B、赤川A、山田谷川、山田川左支溪A、山田川左支溪B、郡川左支溪、ヒラギ谷、山神前谷、水若酢神社南、松の本谷、松田尻川、垣ノ内川、太郎谷川、一の塚谷、小入道谷、小路谷、栗町谷、一の坂谷、小路川A、願満寺谷、堂ヶ谷、都万路川A、都万路川B、小路川B、那久路川右支溪A、那久路川右支溪B、那久路川右支溪C、牛が谷、西谷、那久路川、那久路川左支溪E、那久路川左支溪D、那久路川左支溪C、那久路川左支溪B、那久路川左支溪A、苗代田川右支溪、苗代田川、苗代田川左支溪、西見谷、安川谷、中島川、深浦川、福浦川、長尾田川、大浦川、北谷川右支溪C、北方C、五箇中央福浦A、蔵田A、西ノ奥川、蔵田B、落越川、蔵田川、油井川、那智川右支溪、那智川、那智川左支溪、浜那久B、宮谷川、那久川右支溪、浜那久A、那久川、上那久谷川、茗荷谷、水落川、大津久川、大津久川左支溪、井島谷川、都万川右支溪、森里権現谷川、アッソン平、白水・山田沢、都万川左支溪、西良川、向山川左支溪A、中川、鷹野、スワノ尾川、釜屋、セバト谷、歌木B、歌木A、津戸A、津戸B、津戸C、蝸木A、蝸木B、津戸D、津戸E、津戸G、津戸H

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

津和野町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

三歩市A、三歩市B、三歩市C、三歩市D、三歩市E、三歩市F、三歩市G、三歩市H、三歩市I、奥ヶ野A、奥ヶ野B、奥ヶ野C、奥ヶ野D、奥ヶ野E、奥ヶ野F、奥ヶ野G、奥ヶ野H、奥ヶ野I、奥ヶ野J、奥ヶ野K、奥ヶ野L、奥ヶ野M、奥ヶ野N、奥ヶ野O、長福福谷A、長福福谷B、長福福谷C、長福福谷D、本郷A、本郷B、本郷C、本郷D、本郷E、東善寺A、東善寺B、長野A、長野B、石ヶ谷、中木屋A、中木屋B、中木屋C、中木屋D、中木屋E、平野A、平野B、平野C、平野D、下山、中川A、中川B、中川C、下組A、下組B、下組C、下組D、下組E、下組F、下組G、四本松、川尻A、川尻B、川尻C、小山、中組A、中組B、畑A、畑B、畑C、畑D、小野A、小野B、小野C、小野D、中組C、中組D、木曾野、吹野下A、吹野下B、吹野下C、吹野下D、吹野下E、吹野下F、吹野下G、吹野下H、吹野上A、吹野上B、吹野上C、吹野上D、吹野上E、吹野上F、吹野上G、中曾野A、吹野A、吹野B、野中A、野中B、野中C、野中D、野中E、野中F、野中G、吉ヶ原、上高野A、上高野

B、上高野C、下高野A、下高野B、下高野C、下高野E、下高野D、横瀬、市尾A、市尾B、市尾C、市尾D、木毛A、木毛B、木毛C、木毛D、木毛E、木毛F、西谷口、畑迫白石D、畑迫白石A、畑迫白石B、畑迫白石C、西谷A、西谷B、西谷C、西谷D、西谷E、西谷G、西谷F、上横瀬A、上横瀬B、下横瀬A、下横瀬B、下横瀬C、下横瀬D、山入A、山入B、山入C、虹ヶ谷A、虹ヶ谷B、虹ヶ谷C、鳥井A、鳥井B、中原A、中原B、中原C、中原D、中原E、喜時雨A、喜時雨B、喜時雨C、喜時雨D、高田A、高田B、牧ヶ野A、牧ヶ野B、牧ヶ野C、白井A、白井B、白井C、白井D、白井E、木尾谷A、木尾谷B、木尾谷C、木尾谷D、木尾谷E、徳次A、徳次B、徳次C、徳次D、徳次E、徳次F、徳次G、徳次H、田代、名賀A、高峯A、商人上A、商人上B、商人上C、商人上D、商人上E、商人日浦A、商人日浦B、商人日浦C、商人日浦D、松尾谷A、松尾谷B、野広A、野広B、直地A、直地B、直地C、和田A、和田B、沼原A、沼原B、木野、後田A、後田B、後田C、上寺田A、上寺田B、栗坪、下寺田A、下寺田B、下千原A、下千原B、下千原C、塩ヶ原、上千原A、上千原B、上千原C、上千原D、岩瀬戸A、岩瀬戸B、商人日浦E、岩瀬戸C、岩瀬戸D、岩瀬戸E、岩瀬戸F、金古屋4、三軒屋、乙女、永明寺付近、山根丁、稲成丁A、稲成丁B、後田D、畦田、店屋丁、ダーラ、森村A、町田、稲成下、藩庁跡、原、片河、鷺原A、鷺原B、鷺原C、鷺原D、森村B、中座A、中座B、門林A、門林B、門林C、大蔭A、大蔭B、大蔭C、瀬戸、添谷A、添谷B、添谷C、添谷D、添谷E、添谷F、添谷G、添谷H、添谷I、添谷J、添谷K、添谷L、小瀬D、下小瀬、矢折、栴井谷、柳下、柳東、柳南、柳上、柳、大木D、大木E、大木F、鹿の谷A、舟板A、諸鹿B、諸鹿A、鹿の谷B、鹿の谷C、鹿の谷E、鹿の谷D、大木C、大木B、大木A、二俣D、二俣C、二俣B、二俣A、小瀬C、小瀬B、小瀬、小瀬北、二俣口、青原、青原下、添谷M、富田A、程彼A、程彼C、程彼D、中間A、分谷、三畦、八木谷A、八木谷B、八木谷C、八木谷D、香灰A、香灰B、香灰C、香灰D、商人小学校、中ノ谷、商人下、中間B、程彼E、程彼B、程彼K、程彼F、程彼G、宿の谷F、宿の谷G、宿の谷A、宿の谷B、宿の谷C、宿の谷D、宿の谷E、程彼H、程彼I、程彼J、程彼L、程彼M、溪村A、溪村B、野地A、野地D、野地B、野地C、野地E、野地F、上杉A、上杉B、上杉C、上杉D、上杉E、野地G、奥殿A、奥殿B、野口、野口台、野口下、三畦口、曾庭、程彼口、三渡、脇本、脇本上A、脇本上B、堤田A、堤田B、堤田C、堤田D、日原下、山根町、扇町、栄町上、日原、日原中学校A、円の谷、発電所、枕瀬東、枕瀬西A、枕瀬西B、土井敷、木ノ口A、木ノ口B、木ノ口C、木ノ口D、枕瀬西C、枕瀬西D、新地、円の谷A、小直C、瀧元下A、木頃B、木頃、瀧元上A、瀧元上B、瀧元下B、大畠、瀧元下C、越原A、越原B、小直B、小直、須川谷、滝谷、相撲ヶ原E、相撲ヶ原F、笹ヶ峠B、笹ヶ峠、小倉谷A、小倉谷B、小倉谷C、小倉谷D、大倉谷A、大倉谷B、大倉谷C、日浦、日浦北、日浦東、大津、下左鑑下、下左鑑、大倉谷D、須川元郷C、須川元郷D、須川元郷E、須川元郷F、須川元郷G、須川元郷H、須川元郷I、上杉F、坂の谷A、須川元郷J、須川元郷K、須川元郷L、須川元郷M、須川元郷B、須川元郷N、須川小学校、須川元郷A、岩倉A、岩倉B、相撲ヶ原A、相撲ヶ原B、相撲ヶ原C、相撲ヶ原D、須郷、晩越、畳A、畳B、畳C、畳D、空畳、畳E、集議谷、左鑑D、左鑑C、左鑑、左鑑Ⅱ、一の谷F、一の谷E、一の谷C、一の谷A、一の谷B、平台、一の谷D、一の谷G、一の谷H、下横道A、下横道B、下横道上、福谷B、福谷A、福谷C、福谷D、福谷E、福谷F、上横道A、上横道B、上横道C、上横道D、上横道E、川向、左鑑東、万瀬、新畑、島、割左手、井谷A、井谷B、左鑑西A、左鑑西B、下横道1

(2) 土石流

二反田川、三歩市A、三歩市B、宗田谷川、柳迫川、宮前谷、三歩市C、長福福谷川A、長福福谷川B、長福福谷川C、長福福谷川D、石ヶ谷A、程彼川A、程彼川B、中木屋A、中木屋谷、中木屋谷A、中木屋B、程彼川C、石ヶ谷B、本郷A、本郷B、砥石谷川、長野川、長福森ヶ溢川、中川A、金山谷川A、金山谷川B、金山谷川C、下山川、木部谷A、下組A、青木谷、川尻A、川尻谷A、川尻川、川尻B、川尻C、木曾野川、木曾野川支谷、吹野下A、吹野下B、吹野川支川、吹野上A、吹野上B、吹野上C、吹野溢川、吹野上D、吹野上E、吹野川支谷、吹野下C、絵師川、中組、小野A、小野B、下組B、下組谷、乱谷、平野川支谷、平野川、中川B、中川C、本郷C、西迫川、本郷D、西迫川支谷、本郷E、竹下谷、本郷F、本郷G、奥ヶ野川支谷A、奥ヶ野A、奥ヶ野B、奥ヶ野C、奥ヶ野D、奥ヶ野支川、奥ヶ野川支谷B、奥ヶ野川支谷C、三歩市川、白杭谷、中曾野A、中曾野B、吹野A、吹野

B、中川D、中川E、長福A、長福B、豊稼A、豊稼B、宗田谷川A、中曾野C、吹野C、吹野D、吹野E、山下A、山下B、山下C、畑川支川、西迫川A、吹野溢A、野中A、上高野A、上高野B、下横瀬A、下横瀬B、下横瀬C、山入A、山入川支谷A、虹ヶ谷A、山入川支谷、山入川支谷B、虹ヶ谷B、中原川、中原谷、田二穂川支谷A、田二穂川支谷B、喜時雨川A、喜時雨川B、城山後川、村田谷、白井、白井シャンシャン谷、名賀清水谷川、鳴谷川支川、鳴谷川本川、徳次谷川A、徳次谷川B、木尾谷A、木尾谷B、木尾谷川、木尾谷C、木尾谷D、板垣谷A、板垣谷B、板垣谷C、白井谷、白井谷A、牧ノ谷川、牧ヶ野谷、白糸川、高田川、鳥井谷、横瀬川、下横瀬D、下横瀬E、上横瀬A、上横瀬B、今岳谷、西谷A、西谷B、西谷C、西谷D、西谷E、西谷川支谷A、西谷川支谷B、西谷川支谷C、西谷F、出合A、出合B、畑迫谷川、白石溢川、畑迫川、白石川支谷、出合C、木毛谷川、大奈良谷、木毛A、木毛B、木毛C、市尾A、細迫谷、市尾B、市尾川、下高野A、下高野B、下高野C、上高野谷川、上高野C、上高野川、吉ヶ原A、吉ヶ原B、吉ヶ原C、吉ヶ原D、内美谷川A、内美谷川B、野中川支谷、野中B、田二穂B、名賀A、名賀B、邑輝A、高峰A、邑輝B、邑輝C、田代②、名賀C、木尾谷E、白井谷B、商人川支川、商人上D、商人上A、商人上B、商人上C、日浦A、日浦B、商人日浦川A、商人日浦川B、日浦C、岩瀬戸A、岩瀬戸B、岩瀬戸支谷A、上千原A、日浦D、日浦E、上千原B、下千原A、下千原B、下千原C、下千原D、竹中谷、野広川、直地谷、木野谷川、耕田川、沼原A、沼原B、沼原C、沼原D、木野川、元笹山川、天神山、上寺田川、上寺田A、上寺田B、栗坪A、栗坪B、下千原E、千原谷川、上千原C、岩瀬戸C、岩瀬戸D、岩瀬戸支谷C、岩瀬戸支谷B、寺田A、和田谷、笹山木野川、後田谷、丸山川、店屋丁川、エンヤ谷川、南谷川支谷A、南谷川支谷B、流石川、桂溢川、檜谷川、野坂川A、野坂川B、野坂川C、野坂川D、大蔭、大蔭谷川、鷲原川、片河向川、アリン坊谷川、藩庁跡、城山谷川、太鼓谷川、稲成谷川、蕪坂溢川、蕪坂川、乙女川、鷲原、添谷A、添谷B、添谷C、添谷D、添谷E、添谷F、金比羅谷川、下小瀬B、下小瀬A、西ヶ迫谷川、小瀬、柳川小瀬、矢折谷川右支溪、矢折谷川左支溪、姥ヶ谷川、溢田谷川、柳川柳、道谷川、柳谷川、平ヶ迫谷川、廻送川右支溪A、廻送川右支溪B、廻送川右支溪C、向溢川右支溪、向溢川、二俣川、二俣川諸鹿、高郷谷A、大木川鹿の谷A、大木川鹿の谷B、大木川鹿の谷C、大木支川A、大木支川B、大木支川C、二俣川富山、二又川右支溪、二又川左支溪、久留米谷川右支溪、中ノ溢谷川、下ノ溢谷川、久留米谷川左支溪、高郷谷B、二俣川A、舟板谷、富田A、宮ノ下川、程彼谷A、中間谷A、中間谷B、三畦谷、八木谷川商人下支川、八木谷川商人下右支溪、商人川香灰谷A、商人川香灰谷B、商人川香灰谷C、商人川香灰谷D、中ノ谷川左支溪、商人川下野地A、商人川下野地B、商人川下野地C、商人川下野地D、程彼川程彼A、程彼川程彼B、程彼川宿の谷C、程彼川宿の谷D、大溢谷川、水船谷川、程彼川宿の谷A、古道谷川、程彼川宿の谷B、程彼川程彼C、程彼谷B、程彼谷C、池村野地A、池村野地B、池村野地C、池村野地D、池村野地E、池村野地F、野地川支川、添谷川上杉A、権現谷川、神手谷川、添谷川上杉E、添谷川上杉D、添谷川上杉C、添谷川上杉B、池村野地G、添谷川左支川、池村下の谷川右支溪、池村下の谷川左支溪、野口谷、森ヶ溢川、田ノ迫川、脇本、三渡、堤田A、堤田B、滝の上川、朴峠谷川、赤の谷川、日の谷川、春日谷川、岩川、岩川左支溪、円の谷川、打木谷川、打木谷、土井敷川、上の溢川、中の溢川、矢田ヶ迫川、森ヶ迫川、後迫川、カヶ谷川、小直谷、越原川、倉地谷川、瀧元上、瀧元宮ヶ谷川、木頃川、大畠、火の谷川、瀧元谷川、宮の谷川、中郷谷川、下郷谷川、大畠A、瀧谷川右支溪、瀧谷川左支溪A、瀧谷川左支溪B、相撲ヶ原川H、相撲ヶ原川G、相撲ヶ原川F、相撲ヶ原川E、小倉谷川左支溪A、小倉谷川左支溪B、小倉谷川左支溪C、小倉谷川左支溪D、小倉谷川左支溪E、小倉谷川左支溪F、日浦川大倉C、日浦川大倉B、日浦川大倉A、日浦川右支川、日浦川、金敷屋川、鍛冶屋谷川右支溪D、鍛冶屋谷川右支溪C、鍛冶屋谷川右支溪B、鍛冶屋谷川右支溪A、鍛冶屋谷川右支川、日浦川大倉D、日浦川大倉E、高数谷川、倉谷川左支溪E、倉谷川左支溪D、倉谷川右支川左支溪、倉谷川右支溪F、清水谷川A、清水谷川B、高ホコリ谷川、夕倉川、添谷川上杉F、坂の谷川右支溪、倉谷川右支溪E、倉谷川右支溪D、倉谷川右支溪C、倉谷川右支溪B、倉谷川右支溪A、倉谷川左支溪C、倉谷川左支溪B、倉谷川、倉谷川左支溪A、相撲ヶ原川A、相撲ヶ原川B、相撲ヶ原川C、相撲ヶ原川D、瀧谷A、瀧谷B、日浦A、瀧谷C、下左鑑川、笹峠A、笹峠B、須川谷、小倉谷、下左鑑A、下左鑑B、大茂谷川、法蔵寺谷川、軍場谷川右支溪、軍場谷川左支川、集議谷、コブヶ谷川、古江谷川、古屋ヶ谷川、舟ヶ迫川、横道川左鑑右支溪A、横道川左鑑右支溪B、古屋敷谷A、古屋敷谷B、古屋敷谷C、古

屋敷谷川、一の谷川右支溪B、一の谷川右支溪A、一の谷川左支溪A、一の谷川左支溪B、一の谷川右支溪C、一の谷川右支溪D、一の谷川右支溪E、中内谷川、中内谷川左支溪、吉松谷川、福谷川右支溪C、福谷川右支溪B、福谷川右支溪A、福谷川、大畑谷川、福谷川左支溪A、福谷川左支溪B、波美谷川、家源寺谷川、刈畑谷川、引焼川、木部谷川、横道川左鑑左支溪、高津川左鑑右支溪A、高津川左鑑右支溪B、万瀬谷川、下の谷川A、下の谷川B、上の谷川、井谷川右支溪B、井谷川右支溪A、島井谷川、井谷川、井谷川左支溪、高津川左鑑左支溪A、高津川左鑑左支溪B、軍場谷、一ノ谷川、一ノ谷A、軍場谷支川A、軍場谷支川B、古屋敷谷川A、古屋敷谷川B、岳谷

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第135号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

隠岐の島町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

伊後C、西村A、西村B、西村C、西村D、西村E、湊、松ヶ浦、湊橋西、蛇山A、蛇山B、中村A、中村B、中村C、中村D、仲代橋南B、仲代橋南C、仲代橋東、仲代橋北、八王子神社北、上元屋神社北、家ノ元、元屋、上元屋公民館北、諾浦、下モ、大久、カス谷、犬来A、石山、犬来B、飯田D、飯田C、飯田B、飯田A、倉の前、仲代橋南A、屋敷余り、白崎、東郷D、福浦、東郷C、東郷A、東、高倉神社北、有木D、東郷P、東郷O、東郷E、東郷F、東郷N、東郷G、東郷H、東郷I、東郷J、砂尾、栄町D、栄町C、東郷M、栄町E、栄町F、栄町G、船原C、船原B、船原A、唐井D、唐井C、東郷K、登具、半崎、東町、東町ミナイダ、東町西、唐井A、唐井B、中町出雲結、中町行尾、中町、中町大城、大城、港町、西町、港大津、土居敷、吉田A、吉田B、栄町H、中名田、栄町I、名田2、月無、向、栄町A、栄町B、有木C、有木B、大光寺前、桜田B、桜田A、有木神社南、橋A、堂田B、有木A、堂田A、堂田C、橋B、芹沢、殿屋敷、池畔、大光寺A、大光寺B、大光寺C、クラミ口、竹田、国分尼寺跡北、池田C、池田B、JA島後東、山根、原田、芝橋南、芝橋北、銚子橋北、寺原橋北、御客橋西、銚子橋西、中条小学校西、宮ノ前橋南、宮ノ前橋東、物忌神社南、物忌神社西、黒川橋東C、黒川橋東B、黒川橋東A、近石橋、真杉、都万目橋西、都万目A、都万目B、真杉橋西、一ノ瀬A、一ノ瀬B、中河原橋北、上西神社南、雨来橋西A、雨来橋西B、蔵見、蔵見B、皆市C、下坂橋西、皆市B、皆市A、皆市I、皆市H、皆市G、皆市F、皆市E、皆市D、池之奥、蔵見C、蔵見D、蔵見E、椎並崎の一、平A、平B、平C、平D、下西A、宇屋谷A、宇屋谷B、城北町、西町指向、西郷大橋北、荒尾、荒尾神社西、下西D、下西C、下西E、下西B、西田A、西田B、下西F、西田D、西田E、今津A、飯の山、平岩の二、高井、辛山、今津B、今津D、今津C、今津2、完全寺、岸浜B、岸浜A、箕浦A、箕浦B、加茂大橋東C、加茂大橋東B、加茂大橋東、加茂本町、柯尾尻、加茂、加茂下A、加茂下B、神尾、東郷L、平E、西郷加茂A、岬町A、城北町A、西郷飯田A、飯美2、飯美、飯美C、布施B、潰山、原、布施、清水団地、竹原、中尾、卯敷A、卯敷B、白髭神社西、卯敷C、久見、久見C、原畑、久見D、久見B、北谷、代公民館北、喜五郎谷、代公民館東、代公民館南、代、鯛浜、重栖、北方A、北方B、妙見、五箇村役場北、奥谷、堂ノ前、北方神社南A、北方神社南B、客ノ森、北方C、見々津A、見々津B、苗代田橋北、五箇小学校西、五箇小学校北、学校、五箇中学校北、今井、田部谷団地A、田部谷団地B、里の前、一宮、山崎、山田G、吉ヶ

ヶ谷、山田D、山田C、山田A、山田B、山田E、山田F、山田H、郡、本郷A、本郷B、中央A、中央B、小路B、一の塚、小路C、願満寺北、願満寺、上都万路、都万路、中央C、那久路A、那久路B、那久路C、那久路D、小路D、苗代田B、竹の下A、竹の下B、苗代田C、居里C、居里B、居里A、安川A、安川B、中島、深浦A、福浦1、大浦、長尾田、北方D、蔵田A、蔵田B、油井、油井B、油井C、宮谷、浜那久A、上那久D、上那久A、上那久B、上那久C、浜那久B、浜那久C、大津久、森里B、森里、アッソン平、砂子谷A、向山B、向山、泉、美田B、西里Ⅱ、西里Ⅰ、美田A、中里E、欣浄院西、中里F、中里、中里B、中里C、中里D、釜屋、歌木A、歌木B、津戸D、津戸E、津戸、津戸F、中ノ谷、津戸Ⅰ、津戸G、津戸C、蛸木、塩の浜、浜那久D、津戸A

(2) 土石流

伊後A、伊後B、伊後C、西村A、西村B、大河川、湊、竿の奥川、郡の奥川、矢谷川、栗原谷川、中村奥谷、中村川左支溪A、中村川左支溪B、中村川左支溪C、中村川左支溪D、元屋川左支溪A、元屋川左支溪C、元屋川右支溪B、元屋川右支溪A、三味田川、三味田川右支溪、馬込谷、山根川、飯田川右支溪、飯田A、飯田B、飯田C、東郷川右支溪A、東郷川右支溪B、東郷川右支溪C、東郷権現谷川A、大風呂川、日記川、宮田A、宮田B、宮田C、宮田D、宮田E、栄町A、栄町B、登具、有木川左支溪C、有木川左支溪B、有木川左支溪A、有木川右支溪D、有木川右支溪C、有木川右支溪B、有木川右支溪A、池田C、有木、池田B、池田A、原田八尾川、小原田川左支溪、小原田川、銚子川左支溪B、六郎谷川、銚子川左支溪A、奥ノ原谷A、奥ノ原谷B、奥ノ原谷C、御客谷、神谷、近石D、近石C、近石B、近石A、近石川左支溪、黒川、近石川右支溪A、近石川右支溪B、真杉川左支溪B、真杉川左支溪A、都万目川左支溪、都万目川、都万目川右支溪、真杉川右支溪A、真杉川右支溪B、真杉川右支溪C、真杉川右支溪D、真杉川右支溪E、真杉川右支溪F、真杉川右支溪G、近石E、雨来A、雨来B、雨来C、蔵見A、蔵見B、上西川左支溪A、上西川左支溪B、上西川左支溪C、上西川左支溪D、上西川左支溪E、上西川左支溪F、上西川左支溪G、上西川左支溪H、上西川、上西川右支溪A、上西川右支溪B、上西川右支溪C、上西川右支溪D、上西川右支溪E、上西川右支溪F、上西川右支溪G、上西川右支溪H、上西川右支溪I、小井手平川、平A、平B、平C、城北町、下西B、下西A、前田川、西田、今津C、今津B、今津A、高井谷、山ノ中谷川、岸浜川、岸浜の谷、箕浦奥谷、西の谷、加茂川右支溪A、加茂川右支溪B、加茂川右支溪C、布施川、柯尾尻川、加茂A、加茂B、加茂C、加茂D、神尾A、神尾B、東郷権現谷川B、西郷飯田A、西郷飯田B、平D、飯美川左支溪A、飯美川左支溪B、飯美川左支溪C、飯美川右支溪、水谷、布施A、布施B、布施C、種ヶ畠、橋本谷川、布施長尾谷川、布施E、竹原川、中ノ谷川、真谷川、高丘、久見川右支溪、シヤモ谷川、久見谷、江の谷、代川右支溪A、北谷川右支溪A、北谷川右支溪B、北谷川、北谷川左支溪、奥の谷川、喜五郎谷川、代川右支溪B、糸地ノ谷川、掛橋谷、上後谷、代川左支溪、重栖A、重栖B、北方A、北方B、妙見北谷、妙見谷、奥谷川、中賀谷、客ノ森谷、見々津A、見々津谷、見々津C、見々津B、東ノ谷川、一宮谷、山田川右支溪、栗山谷川、亀原谷、赤川B、赤川A、山田谷川、山田川左支溪A、山田川左支溪B、郡川左支溪、ヒラギ谷、山神前谷、水若酢神社南、松の本谷、松田尻川、垣ノ内川、太郎谷川、一の塚谷、小入道谷、小路谷、栗町谷、一の坂谷、小路川A、願満寺谷、堂ヶ谷、都万路川A、都万路川B、小路川B、那久路川右支溪A、那久路川右支溪B、那久路川右支溪C、牛が谷、西谷、那久路川、那久路川左支溪E、那久路川左支溪D、那久路川左支溪C、那久路川左支溪B、那久路川左支溪A、苗代田川右支溪、苗代田川、苗代田川左支溪、西見谷、安川谷、中島川、深浦川、福浦川、長尾田川、大浦川、北谷川右支溪C、北方C、五箇中央福浦A、蔵田A、西ノ奥川、蔵田B、落越川、蔵田川、油井川、那智川右支溪、那智川、那智川左支溪、浜那久B、宮谷川、那久川右支溪、浜那久A、那久川、上那久谷川、茗荷谷、水落川、大津久川、大津久川左支溪、井島谷川、都万川右支溪、森里権現谷川、アッソン平、白水・山田沢、都万川左支溪、西良川、向山川左支溪A、中川、鷹野、スワノ尾川、釜屋、セバト谷、歌木B、歌木A、津戸A、津戸B、津戸C、蛸木A、蛸木B、津戸D、津戸E、津戸G、津戸H

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第136号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

津和野町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

三歩市A、三歩市B、三歩市C、三歩市D、三歩市E、三歩市F、三歩市G、三歩市H、三歩市I、奥ヶ野A、奥ヶ野B、奥ヶ野C、奥ヶ野D、奥ヶ野E、奥ヶ野F、奥ヶ野G、奥ヶ野H、奥ヶ野I、奥ヶ野J、奥ヶ野K、奥ヶ野L、奥ヶ野M、奥ヶ野N、奥ヶ野O、長福福谷A、長福福谷B、長福福谷C、長福福谷D、本郷A、本郷B、本郷C、本郷D、本郷E、東善寺A、東善寺B、長野A、長野B、石ヶ谷、中木屋A、中木屋B、中木屋C、中木屋D、中木屋E、平野A、平野B、平野C、平野D、下山、中川A、中川B、中川C、下組A、下組B、下組C、下組D、下組E、下組F、下組G、四本松、川尻A、川尻B、川尻C、小山、中組A、中組B、畑A、畑B、畑C、畑D、小野A、小野B、小野C、小野D、中組C、中組D、木曾野、吹野下A、吹野下B、吹野下C、吹野下D、吹野下E、吹野下F、吹野下G、吹野下H、吹野上A、吹野上B、吹野上C、吹野上D、吹野上E、吹野上F、吹野上G、中曾野A、吹野A、吹野B、野中A、野中B、野中C、野中D、野中E、野中F、野中G、吉ヶ原、上高野A、上高野B、上高野C、下高野A、下高野B、下高野C、下高野E、下高野D、横瀬、市尾A、市尾B、市尾C、市尾D、木毛A、木毛B、木毛C、木毛D、木毛E、木毛F、西谷口、畑迫白石D、畑迫白石A、畑迫白石B、畑迫白石C、西谷A、西谷B、西谷C、西谷D、西谷E、西谷G、西谷F、上横瀬A、上横瀬B、下横瀬A、下横瀬B、下横瀬C、下横瀬D、山入A、山入B、山入C、虹ヶ谷A、虹ヶ谷B、虹ヶ谷C、鳥井A、鳥井B、中原A、中原B、中原C、中原D、中原E、喜時雨A、喜時雨B、喜時雨C、喜時雨D、高田A、高田B、牧ヶ野A、牧ヶ野B、牧ヶ野C、白井A、白井B、白井C、白井D、白井E、木尾谷A、木尾谷B、木尾谷C、木尾谷D、木尾谷E、徳次A、徳次B、徳次C、徳次D、徳次E、徳次F、徳次G、徳次H、田代、名賀A、高峯A、商人上A、商人上B、商人上C、商人上D、商人上E、商人日浦A、商人日浦B、商人日浦C、商人日浦D、松尾谷A、松尾谷B、野広A、野広B、直地A、直地B、直地C、和田A、和田B、沼原A、沼原B、木野、後田A、後田B、後田C、上寺田A、上寺田B、栗坪、下寺田A、下寺田B、下千原A、下千原B、下千原C、塩ヶ原、上千原A、上千原B、上千原C、上千原D、岩瀬戸A、岩瀬戸B、商人日浦E、岩瀬戸C、岩瀬戸D、岩瀬戸E、岩瀬戸F、金古屋4、三軒屋、乙女、永明寺付近、山根丁、稲成丁A、稲成丁B、後田D、畦田、店屋丁、ダーラ、森村A、町田、稲成下、藩庁跡、原、片河、鷺原A、鷺原B、鷺原C、鷺原D、森村B、中座A、中座B、門林A、門林B、門林C、大蔭A、大蔭B、大蔭C、瀬戸、添谷A、添谷B、添谷C、添谷D、添谷E、添谷F、添谷G、添谷H、添谷I、添谷J、添谷K、添谷L、小瀬D、下小瀬、矢折、栴井谷、柳下、柳東、柳南、柳上、柳、大木D、大木E、大木F、鹿の谷A、舟板A、諸鹿B、諸鹿A、鹿の谷B、鹿の谷C、鹿の谷E、鹿の谷D、大木C、大木B、大木A、二俣D、二俣C、二俣B、二俣A、小瀬C、小瀬B、小瀬、小瀬北、二俣口、青原、青原下、添谷M、富田A、程彼A、程彼C、程彼D、中間A、分谷、三畦、八木谷A、八木谷B、八木谷C、八木谷D、香灰A、香灰B、香灰C、香灰D、商人小学校、中ノ谷、商人下、中間B、程彼E、程彼B、程彼K、程彼F、程彼G、宿の谷F、宿の谷G、宿の谷A、宿の谷B、宿の谷C、宿の谷D、宿の谷E、程彼H、程彼I、程彼J、程彼L、程彼M、溪村A、溪村B、野地A、野地D、野地B、野地C、野地E、野地F、上杉A、上杉B、上杉C、上杉D、上杉E、野地G、奥殿A、奥殿B、野口、野口台、野口下、三畦口、曾庭、程彼口、三渡、脇本、脇本上A、脇本上B、堤田A、堤田B、堤田C、堤田D、日原下、山根

町、扇町、栄町上、日原、日原中学校A、円の谷、発電所、枕瀬東、枕瀬西A、枕瀬西B、土井敷、木ノ口A、木ノ口B、木ノ口C、木ノ口D、枕瀬西C、枕瀬西D、新地、円の谷A、小直C、瀧元下A、木頃B、木頃、瀧元上A、瀧元上B、瀧元下B、大島、瀧元下C、越原A、越原B、小直B、小直、須川谷、滝谷、相撲ヶ原E、相撲ヶ原F、笹ヶ峠B、笹ヶ峠、小倉谷A、小倉谷B、小倉谷C、小倉谷D、大倉谷A、大倉谷B、大倉谷C、日浦、日浦北、日浦東、大津、下左鑑下、下左鑑、大倉谷D、須川元郷C、須川元郷D、須川元郷E、須川元郷F、須川元郷G、須川元郷H、須川元郷I、上杉F、坂の谷A、須川元郷J、須川元郷K、須川元郷L、須川元郷M、須川元郷N、須川元郷B、須川元郷N、須川小学校、須川元郷A、岩倉A、岩倉B、相撲ヶ原A、相撲ヶ原B、相撲ヶ原C、相撲ヶ原D、須郷、晩越、畳A、畳B、畳C、畳D、空畳、畳E、集議谷、左鑑D、左鑑C、左鑑、左鑑Ⅱ、一の谷F、一の谷E、一の谷C、一の谷A、一の谷B、平台、一の谷D、一の谷G、一の谷H、下横道A、下横道B、下横道上、福谷B、福谷A、福谷C、福谷D、福谷E、福谷F、上横道A、上横道B、上横道C、上横道D、上横道E、川向、左鑑東、万瀬、新畑、島、割左手、井谷A、井谷B、左鑑西A、左鑑西B、下横道1

(2) 土石流

柳迫川、長福福谷川A、長福福谷川C、長福福谷川D、中木屋谷A、中木屋B、中川A、川尻A、川尻川、吹野下B、吹野上A、吹野上B、吹野上D、吹野上E、絵師川、小野A、下組B、中川C、本郷C、西迫川、竹下谷、奥ヶ野川支谷A、奥ヶ野A、奥ヶ野B、奥ヶ野C、奥ヶ野D、奥ヶ野川支谷C、三歩市川、吹野A、長福A、中曾野C、吹野C、吹野D、吹野E、山下C、西迫川A、下横瀬B、虹ヶ谷B、村田谷、白井シャンシャン谷、徳次谷川A、木尾谷C、西谷A、西谷B、西谷川支谷B、西谷川支谷C、畑迫川、出合C、大奈良谷、市尾A、野中B、名賀A、邑輝B、名賀C、白井谷B、商人上A、日浦B、商人日浦川B、日浦C、岩瀬戸A、岩瀬戸B、岩瀬戸支谷A、上千原A、日浦D、日浦E、下千原B、下千原C、木野谷川、耕田川、沼原A、元笹山川、天神山、上寺田B、栗坪A、栗坪B、下千原E、上千原C、岩瀬戸C、和田谷、後田谷、店屋丁川、エンヤ谷川、南谷川支谷B、大蔭、大蔭谷川、稲成谷川、蕪坂溢川、乙女川、鷲原、添谷D、添谷E、下小瀬B、矢折谷川右支溪、矢折谷川左支溪、柳川柳、柳谷川、向溢川右支溪、二俣川諸鹿、大木川鹿の谷B、大木支川A、大木支川B、二俣川富山、二俣川A、富田A、宮ノ下川、程彼谷A、中間谷B、三畦谷、中ノ谷川左支溪、商人川下野地A、商人川下野地B、商人川下野地C、商人川下野地D、水船谷川、程彼川宿の谷A、程彼谷C、池村野地A、池村野地B、池村野地C、野地川支川、添谷川上杉A、権現谷川、池村野地G、野口谷、脇本、堤田B、赤の谷川、中の溢川、森ヶ迫川、倉地谷川、木頃川、滝谷川左支溪A、滝谷川左支溪B、相撲ヶ原川H、相撲ヶ原川F、小倉谷川左支溪C、小倉谷川左支溪E、日浦川大倉A、日浦川右支川、日浦川、鍛冶屋谷川右支溪D、鍛冶屋谷川右支溪C、鍛冶屋谷川右支溪B、鍛冶屋谷川右支溪A、高数谷川、倉谷川左支溪E、倉谷川左支溪D、坂の谷川右支溪、相撲ヶ原川D、瀧谷A、瀧谷B、瀧谷C、笹峠A、軍場谷川左支川、コブケ谷川、古江谷川、舟ヶ迫川、横道川左鑑右支溪A、横道川左鑑右支溪B、一の谷川右支溪A、一の谷川左支溪B、一の谷川右支溪D、吉松谷川、福谷川右支溪C、福谷川左支溪A、福谷川左支溪B、家源寺谷川、引焼川、横道川左鑑左支溪、高津川左鑑右支溪A、万瀬谷川、下の谷川A、井谷川右支溪B、井谷川右支溪A、島井谷川、軍場谷、一ノ谷A、軍場谷支川A

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第137号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月26日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

隠岐の島町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

伊後C、西村A、西村B、西村C、西村D、西村E、湊、松ヶ浦、湊橋西、蛇山A、蛇山B、中村A、中村B、中村C、中村D、仲代橋南B、仲代橋南C、仲代橋東、仲代橋北、八王子神社北、上元屋神社北、家ノ元、元屋、上元屋公民館北、諾浦、下モ、大久、カス谷、犬来A、石山、犬来B、飯田D、飯田C、飯田B、飯田A、倉の前、仲代橋南A、屋敷余り、白崎、東郷D、福浦、東郷C、東郷A、東、高倉神社北、有木D、東郷P、東郷O、東郷E、東郷F、東郷N、東郷G、東郷H、東郷I、東郷J、砂尾、栄町D、栄町C、東郷M、栄町E、栄町F、栄町G、船原C、船原B、船原A、唐井D、唐井C、東郷K、登具、半崎、東町、東町ミナイダ、東町西、唐井A、唐井B、中町出雲結、中町行尾、中町、中町大城、大城、港町、西町、港大津、土居敷、吉田A、吉田B、栄町H、中名田、栄町I、名田2、月無、向、栄町A、栄町B、有木C、有木B、大光寺前、桜田B、桜田A、有木神社南、橋A、堂田B、有木A、堂田A、堂田C、橋B、芹沢、殿屋敷、池畔、大光寺A、大光寺B、大光寺C、クラミ口、竹田、国分尼寺跡北、池田C、池田B、JA島後東、山根、芝橋南、芝橋北、銚子橋北、寺原橋北、御客橋西、銚子橋西、中条小学校西、宮ノ前橋南、宮ノ前橋東、物忌神社南、物忌神社西、黒川橋東C、黒川橋東B、黒川橋東A、近石橋、真杉、都万目橋西、都万目A、都万目B、真杉橋西、一ノ瀬A、一ノ瀬B、中河原橋北、上西神社南、雨来橋西A、雨来橋西B、蔵見、蔵見B、皆市C、下坂橋西、皆市B、皆市A、皆市I、皆市H、皆市G、皆市F、皆市E、皆市D、池之奥、蔵見C、蔵見D、蔵見E、椎並崎の一、平A、平B、平C、平D、下西A、宇屋谷A、宇屋谷B、城北町、西町指向、西郷大橋北、荒尾、荒尾神社西、下西D、下西C、下西E、下西B、西田A、西田B、下西F、西田D、西田E、今津A、飯の山、平岩の二、高井、辛山、今津B、今津D、今津C、今津2、完全寺、岸浜B、岸浜A、箕浦A、箕浦B、加茂大橋東C、加茂大橋東B、加茂大橋東、加茂本町、柯尾尻、加茂、加茂下A、加茂下B、神尾、東郷L、平E、西郷加茂A、岬町A、城北町A、西郷飯田A、飯美2、飯美、飯美C、布施B、潰山、原、布施、清水団地、竹原、中尾、卯敷A、卯敷B、白髭神社西、卯敷C、久見、久見C、原畑、久見D、久見B、北谷、代公民館北、喜五郎谷、代公民館東、代公民館南、代、鯛浜、重栖、北方A、北方B、妙見、五箇村役場北、奥谷、堂ノ前、北方神社南A、北方神社南B、客ノ森、北方C、見々津A、見々津B、苗代田橋北、五箇小学校西、五箇小学校北、学校、五箇中学校北、今井、田部谷団地A、田部谷団地B、里の前、一宮、山崎、山田G、吉ヶ谷、山田D、山田C、山田A、山田B、山田E、山田F、山田H、郡、本郷A、本郷B、中央A、中央B、小路B、一の塚、小路C、願満寺北、願満寺、上都万路、都万路、中央C、那久路A、那久路B、那久路C、那久路D、小路D、苗代田B、竹の下A、竹の下B、苗代田C、居里C、居里B、居里A、安川A、安川B、中島、深浦A、福浦1、大浦、長尾田、北方D、蔵田A、蔵田B、油井、油井B、油井C、宮谷、浜那久A、上那久D、上那久A、上那久B、上那久C、浜那久B、浜那久C、大津久、森里B、森里、アッソン平、砂子谷A、向山B、向山、泉、美田B、西里II、西里I、美田A、中里E、欣浄院西、中里F、中里、中里B、中里C、中里D、釜屋、歌木A、歌木B、津戸D、津戸E、津戸、津戸F、中ノ谷、津戸I、津戸G、津戸C、蝸木、塩の浜、浜那久D、津戸A

(2) 土石流

矢谷川、中村川左支溪A、元屋川左支溪A、元屋川右支溪A、宮田D、宮田E、栄町A、有木川左支溪B、有木川右支溪C、銚子川左支溪B、奥ノ原谷B、奥ノ原谷C、真杉川左支溪B、都万目川右支溪、真杉川右支溪F、雨来A、蔵見A、蔵見B、上西川左支溪A、上西川左支溪D、上西川左支溪G、上西川右支溪A、上西川右支溪D、上西川右支溪I、西郷飯田A、水谷、高丘、北谷川右支溪B、北谷川、北谷川左支溪、奥の谷川、妙見谷、中賀谷、一の塚谷、栗町谷、中島川、福浦川、油井川、那智川、那智川左支溪、津戸C、蝸木B

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場において一般の縦覧に供する。）

公 告

令和3年度における宅地建物取引業法の規定による講習の指定（平成30年島根県告示第742号）により指定した講習は次のとおりである。

令和3年2月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
2021年7月8日（木）	午前9時30分から午後4時40分まで	くにびきメッセ	松江市学園南一丁目2番1号
2021年7月16日（金）	午前9時30分から午後4時40分まで	いわみーる	浜田市野原町1826-1
2022年1月11日（火）	午前9時30分から午後4時40分まで	くにびきメッセ	松江市学園南一丁目2番1号
2022年1月21日（金）	午前9時30分から午後4時40分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28

3 受講料

12,000円

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月26日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小豆澤貴洋後援会	小豆澤 貴洋	吾郷 勉	出雲市大津新崎町2-3	令和3年1月20日
天野まさみち後援会	天野 正道	間庭 茂	松江市富士見町3-26	令和3年2月16日
今岡久人後援会	藤江 昭雄	今岡 利明	出雲市知井宮町1486-1	令和3年2月4日
小村博之後援会	小村 博之	小村 留美	松江市浜佐田町500-3	令和3年1月21日
社会民主主義フォーラムしまね	奥迫 敏	宅野 克典	江津市和木町610番地3	令和3年1月26日
奈須まさよし後援会	奈須 正宜	奈須 良二	邑智郡邑南町矢上6423-7	令和3年2月2日
中村ひかり後援会	中村 ひかり	中村 ひかり	松江市春日町67番地1	令和3年2月8日
三島あきら後援会	三島 伸夫	藤田 浩生	松江市西津田二丁目2-2	令和3年2月8日
わくわく松江を創る会	田中 景子	山田 明美	出雲市矢野町56-4	令和3年2月15日

島根県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月26日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
立憲民主党島根県総支部連合会	亀井 亜紀子	主たる事務所の所在地	松江市津田町301リバーサイドマンション1階	松江市御手船場町586-10コスモビル3階	令和3年2月1日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
岩本一巳後援会	田中 一成	主たる事務所の所在地	鹿足郡吉賀町立河内289番地	鹿足郡吉賀町立河内922番地	令和3年2月1日
小村博之後援会	小村 博之	主たる事務所の所在地	松江市浜乃木6-2-18	松江市浜佐田町500-3	令和3年2月5日
かねつきよしのり後援会	鐘推 義憲	代表者の氏名	鐘推 義憲	来海 公子	令和3年1月21日
河内だいすけ後援会	矢田 裕光	代表者の氏名	矢田 裕光	熊野 正起	令和3年1月1日
島根県歯科技工士連盟	田中 忠重	会計責任者の氏名	宮松 幸司	川崎 俊晴	令和3年2月12日

島根県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年2月26日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
日本共産党井原優後援会	井原 優	令和2年12月31日

島根県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月26日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
小豆澤 貴洋	出雲市長	小豆澤貴洋後援会	出雲市大津新崎町2-3	小豆澤 貴洋	令和3年1月19日

内水面漁業管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第3-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、ゴギの繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

なお、平成30年2月27日付け島根県内水面漁場管理委員会指示第30-1号は、令和3年2月28日限り、廃止する。

令和3年2月26日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門脇幹男

1 制限の内容

次に掲げる河川においては、水産動物を採捕してはならない。

ただし、試験研究等を目的として、島根県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

- (1) 斐伊川水系頓原川支流の位出谷川（飯石郡飯南町頓原27の3地先の砂防堰堤より上流に限る。）、牛谷川及び内容川
- (2) 高津川水系紙祖川支流の伊源谷川
- (3) 高津川水系福川川支流の右ヶ谷川

2 指示の有効期間

令和3年3月1日から令和6年2月29日まで

正 誤

令和3年1月26日付け島根県報第177号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第61号中	土壌溶出量基準	土壌溶出量基準及び土壌含有量基準

令和2年8月11日付け島根県報第131号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県選挙管理委員会告示第28号中	馬庭 泰人	馬庭 泰斗